

安倍雇用改革の歴史的文脈

田端博邦

東京大学名誉教授

はじめに

二〇一二年二月の安倍政権成立以来、労働法制の全面的な改革がはじまった。内閣成立直後に設置された日本経済再生本部のもとで構想された「アベノミクス」の一環として、労働市場と労働関係に関する包括的な改革が意図されたのである。法改革の対象の広さは、おそらくかつてないものであった。

そのような安倍雇用改革の意味を知るために、少し長期の歴史的な見通しのなかで考えてみたいというのが本稿の問題関心である。ここで「長期」というのはほぼ資本主義の歴史に照応する二〇〇年ほどの期間である。そのような長期の視点が必要な理由は、つぎの節に述べるとおりである。

一 序説

安倍雇用改革の背景からすると、それがいくつかの特殊な歴史的條件に支えられていることが明らかである。

その第一は、「政権交代」後の保守政権であるということである。二〇〇九年八月の総選挙で民主党が三〇八議席を得て政権を担うことになった。この選挙で自民党は一一九議席というかつてない惨敗を喫したのである。「政権交代」に終止符を打った二〇一二年二月の総選挙では、反対に、自民党が二九三議席、公明党を含めて三二三議席と大勝し、民主党は五七議席に後退した。翌年七月の参議院選挙でも自公の与党は大勝した（参院の勢力配置は、自公両党で一一五、民主党は五九）。自公与党は、衆参両院で圧倒的な多数を占めたのである。

政権交代期には、経済団体が「近年、労働規

制の強化の動きが続いており、その多くは企業活動を制約する」と評したように、二〇一二年の派遣法改正や労働契約法改正による非正規雇用の規制強化がなされた。いうまでもなく、政権交代をもたらした二〇〇九年選挙の時期には、「脱・小泉」宣言は解散日（朝日新聞二〇〇九年八月五日）という記事に示されるように、麻生首相（当時）が「行き過ぎた市場原理主義から決別する」と宣言する（二〇〇九年七月二一日の衆院解散日）など、新自由主義的な構造改革路線が反省期に入っていた。三党による政権交代政権は、「目指すべきは政府万能主義でも市場原理主義でもない」（鳩山内閣の基本方針（要旨）「朝日新聞二〇〇九年九月一七日」）としたのである。前記の非正規雇用に関する立法的な手当は、このような文脈の結果としてなされたものにほかならない。

しかし、この三党政権は、様々の理由によって自壊した。「政権交代」への夢は無残に打ち砕かれたのである。したがって、安倍政権のまず第一の課題は、規制強化をもたらすような「政権交代」をふたたび許さないということであったといつてよいであろう。そのためには、小泉内閣後の三つの政権のような緊縮的政策と構造改革という典型的な新自由主義的政策とを繰り返さないこと、そして色あせた緊縮政策に代わる新たな夢を与えることが必要であった。安倍政権が成立早々に表明した政策路線は、「デフレ脱却」を最優先課題として、全閣僚で構成

する日本経済再生本部を設置するというものであった。大胆な金融政策と機動的な財政政策（公共事業）によって「強い経済を取り戻す」（首相就任記者会見、朝日新聞二〇〇九年二月二七日）ことが、長期に続いたデフレ不況を脱却するという「夢」を国民に与えるためのものであったことはいまでもない。

雇用改革の観点からすると、安倍政権のひとつの隘路は、このような拡張的政策をとりつつ、雇用改革の内容は「政権交代」前の政策路線に回帰したという点である。すなわち、金融財政政策を緊縮路線から拡張路線に転換しつつ、雇用改革においては市場主義的な「本道」に回帰したのである。

こうした一見矛盾する政策路線は、そのような「強い経済」をつくるための「成長戦略」の一環として雇用改革を位置づけることによって回避された。すなわち、日本経済を再生し、国際競争力を強めるために、「筋肉質の経済」をつくる必要であり、そのために企業の再編成（不効率事業の縮小と新技術に依拠した起業）と労働力の流動化、柔軟な配置が必要とされたのである。非正規雇用から解雇規制までにいたる法規制の緩和、労働時間の柔軟化などの立法改革の提案はすべて、そのような「筋肉質の経済」と国際競争力の強い企業をつくるための施策として構想されたのである。しかしもちろん、そのような施策は、全般的な雇用不安と労働条件の悪化をもたらす恐れがあるが、当面

の政治状況に対する配慮として、賃上げによる「好循環」と称される「デフレ脱却」による消費生活水準の改善によって回避しようという逃げ道が用意された。

その第二は、先に挙げた選挙結果に示されるように、安倍政権はかつてなく強力な政治的基盤を獲得したということである。安倍政権は、発足後も異例に長期のあいだ高い世論支持率を維持し続けた。政治基盤が一定の期間安定しているであろうという見通しは、雇用改革をその対象領域の面でも、またそれぞれの領域における改革の深度という面でも広く深い改革の構想を可能にする^③。それは、「政権交代期」における規制強化部分の取り崩しだけでなく、かつて試みられて失敗したのも含めていっそう改革をすすめるということが可能にしているのである。これまでの経緯をみると、有期雇用の無期転換権の五年の通算期間に例外を設ける立法は前者に属し、労働時間法の適用除外制度（ホワイトカラー・エグゼンプション）や派遣法の改正案、解雇規制の緩和などは後者に属する。大規模かつ本格的な雇用改革は、政権の強力な政治的基盤を条件としている。

しかし、このような安倍雇用改革に特殊な歴史的条件にもかかわらず、すでに述べたことと重なるが、雇用改革の理論的な支柱は、「政権交代」前の九〇年代半ば以降、あるいはより広くとれば八〇年代の半ば以降の市場主義あるいは新自由主義と一致する。安倍政権の斬新な金

融財政政策にもかかわらず、雇用改革の基本的性質は、労働法制の規制緩和の歴史の延長上に位置するのである。

このようにやや長期の歴史的な視点からみれば、安倍雇用改革は、安倍政権に特殊な改革ではなく、おそらく一九八〇年代以降といつてよい新自由主義と規制緩和の時代の産物なのである。二〇〇八年の金融危機や二〇〇九年の政権交代という大きな変動を経験しつつ、市場主義がなお持続しているということを安倍雇用改革は示している。そして、それは、こうした「新自由主義の時代」を含む、より長期の歴史的文脈において安倍雇用改革のもっている意味を明らかにすることを必要とさせる。

二 新自由主義と戦後体制

1 新自由主義の始まり

一九七九年のサッチャー政権の登場は、イギリスにおける「戦後コンセンサス」を覆すものとして人々に大きな衝撃を与えた。今日「新自由主義」と呼ばれる政策思想の始まりである。

イギリスでは当時「ニューライト」と呼ばれたサッチャー政権の衝撃は、経済社会の多方面に及んだ。「福祉国家」から労使関係にいたる、そして経済政策の決定メカニズムにいたる全面的な「戦後コンセンサス」^④ 社会経済的諸制度の見直しが意図されたのである。「戦後コンセ

ンサス」が政治的な「労資妥協」を前提とするものであったとすれば、ニューライトの基本思想は、市場メカニズムを復権し、資本と個人の自由を再建するというものにほかならない。

このサッチャー改革は、当時のイギリスの状況に即して短期的にみれば、労働党政権下の「所得政策」の失敗、イギリス病といわれたイギリス経済の国際競争力の低下に対するアンチテーゼとしての意味をもっていた。しかし、間もなくそうした「ニューライト」あるいは「新保守主義」の政策思想がイギリスだけのものではないことが明らかになった。一九八〇年に就任したレーガン大統領は、航空管制官のストライキを強圧的に弾圧し、他方でソ連に対抗するための軍拡と所得税制のフラット化を推進した。基礎になった考え方は、自由な市場の論理を最大限に守るというものである。こうしていったん生じた政策思想のパラダイム転換は、先進各国に堰を切ったように広がることになった。日本も例外ではない。一九八一年の第二臨調の「基本答申」は、「市場メカニズム」と「民間活力」の最大限の發揮をめざすこととしたのである。こうして一九八〇年代以降の時代は、それまでの戦後期とは異なる新しい歴史段階に入ったのである。

「ニューライト」、「新保守主義」(ネオ・コンサーバティブ)そして「新自由主義」(ネオ・リベラリズム)「(ここではいずれも同じものとして扱う)が、労働法や労使対等の労使関係に

対して否定的な含意をもつことはいうまでもない。一言でいえば、後者が市場の社会的な弊害を克服するために市場に対する立法的な介入や集団的な取引を必要とするという考え方を基礎にするのに対して、前者は、まさにこの個人主義的な市場の自由にはば絶対的な信頼を置くからである。

政治的には「戦後体制」(こういつておこう)が「労資妥協」を基礎にする体制であったとすれば(イギリス政治においては労働党と保守党の妥協体制)、「ニューライト」は資本の権力を基礎とし、権力からの労働の排除(イギリスでは経済政策審議機関NEDCなどからの労働組合の排除)を意味する。

では、そのような「戦後体制」から「新自由主義の時代」への歴史的な転換はなぜ生じたのか。まずは、これが問題である。

2 戦後体制の構造

イギリスの戦後体制は(国際的にも同様)、戦時下に始まった。社会保障制度の体系的な構想を明らかにしたベヴァリッジ報告が出されたのは一九四二年であり、同じベヴァリッジが「完全雇用」を提唱したのは一九四四年(「自由社会における完全雇用」)であった。

これらの構想は、一つの点で完全に一致している。自由市場の弊害を社会的に除去するという観点がそれである。ケインズと同様ベヴァリッジはイギリス自由党員であったから、自由市

場そのものの効用を否定したわけではない。しかし、自由市場の論理は不完全であり、それだけでは社会的な妥当性をもちえないとしたのである。こうした戦後体制の構想が生み出されたのは、いうまでもなく、一九二九年の世界恐慌の経験があったからである。世界恐慌は、まさに自由な金融市場が大きな破綻を起こしうること、それによって大量失業と貧困という個人の責任によらない、社会的な弊害がもたらされることを現実にしたのである。

戦後の社会経済体制がめざしたものは、したがって、金融市場の規制をすることによって市場の崩落を可能な限り防ぐこと(ただし、アメリカのグラス・ステイガール法は一九三三年)、ノーマルな市場経済において生じる景気変動の度合いを金融財政政策など政府の裁量政策によって軽減し、経済を安定させること、そして、なによりも有効需要を創出・維持することによって失業者の少ない「完全雇用」を実現することであった。失業や貧困を個人の責任とする古典的な貧困観が克服され、失業や貧困に対する生活保障が社会的制度によってなされることになったのである。累進所得税や社会保険拠出(社会保障税)による所得再分配は、単純な自由市場において考えられる個人の労働と所得との一対一の関係を大きく修正することを意味する。「自由市場」の論理は原理的に修正可能なものとして理解され、かつ実際に修正されたのである。

他方、すでに法制的にはほぼ確立していた集団的な労使関係の分野においては、戦時期におけるファシズム体制のもとの国家的統制システムの経験を経て、自由な労働組合（とくに国家的な統制からの団結の自由）を基礎とする団体交渉関係が正統性を確立する。賃金・労働条件決定の場合は、本則として、労働市場における個人的な契約関係から集団的な取引関係に重心を移動させた。戦前期に労働時間や安全衛生などに重点を置いていたILO条約も戦後には結社の自由や団体交渉の促進などの集団的労使関係の領域を充実させることになる（もちろん、結社の自由は設立時点から重点項目の一つであった）。こうした団体交渉関係の発展は、「完全雇用」の労働市場や最低賃金制などの立法的措置とあいまって賃金や労働条件の改善を目に見えるようなかたちで実現することになる。そして、そのような「高賃金」は需要の拡大と生産の拡大という国民経済の「好循環」を生み出した。「ケインズ主義的福祉国家」と呼ばれた国民経済の構造である。

国民経済の「好循環」が成立し、維持された重要な条件の一つは、戦後の世界経済システムを枠づけたブレトン・ウッズ体制が、各国の国内経済の安定的な成長と完全雇用を目的とし、そのために必要とされる場合には、資本の国際移動を規制する権限を各国政府に与えたことにある。ブレトン・ウッズ体制の重要な特徴の一つであるこの資本移動規制の容認という制度

が存在しなかったとすれば、企業利潤が高賃金や国内設備投資に還元され、国民経済が「好循環」によって成長するということは可能でなかったかもしれない。今日のように資本移動が自由化されていけば、企業利潤はより有利な投資先を求めて、容易に国外に流出することになるからである。

いずれにしても、このような経済の「好循環」による高度成長は、労働組合や団体交渉の法的には団結権や団体交渉権の社会的な正統性を高めることになった。労働組合が市場経済を認め、使用者が団体交渉（そしてその背景としての争議行為）を受け入れるという「労資妥協」が集団的な労使関係を支え、これを社会的に制度化したといえる。もちろん、現実の労資の関係がこれによって完全に包み込まれたわけではなかったが。

このような戦後体制は、七〇年代の世界的经济の動揺とブレトン・ウッズ体制の崩壊によって終焉する。この終焉過程を詳述することは本論の射程を超えるのでこれ以上述べないが、この体制のもとにおける社会法の性質についてだけ簡単に要約しておく。

まず、失業保険や社会扶助などの生活保障（社会保障あるいは「福祉国家」）も団体交渉を中心とする集団的労使関係も、雇用労働者の所得水準、生活水準を向上させるという経済的な効果を発揮し、世論の高い信頼を獲得した。そのために戦後体制は比較的長期に安定的に持続

したのであり、それらの法的な表現である労働法や社会法もまた高い社会的な正統性を獲得した。そして第二に、いずれの法領域も市場経済を前提としつつ、個人主義的な市場の論理の弊害を除去することを目的にして、あるいは、公的な制度的な介入によって所得分配のあり方を修正し、あるいは雇用労働者の集団的交渉の権利を承認することによって個人主義的な市場の論理を修正したのである。（古典的な）市民法から社会法へ」という命題が指摘した社会法は、戦後体制のもとで大きく開花した。ところが「新自由主義」の理論は、そのような社会法の理論的な基礎を否定する。

3 「新自由主義」の理論

先に述べたように「新自由主義」は、理論的には、個人主義的な契約の自由、個人主義的な市場の自由をほぼ絶対的な価値として位置づける。その理由は、経済的に個人を主体とする「自由市場」がもつとも効率的な資源配分をもたらすという経済理論にある。新自由主義の時代を切り開くうえで理論的な指導者としての役割を果たしたミルトン・フリードマンによれば、そのような自由市場の効率性は労働市場についても妥当する。したがって、フリードマンによれば、労働組合は組合員の賃金を引き上げることによって市場の均衡賃金率を上回る賃率を生み出し、それによって雇用される労働量を減少させるということになる。労働組合は、そこで

社会的には、組合員のみ利益を増加させ、低賃金労働者の失業を増やすとして批判されるのである。法的な最低賃金制度についても同様である。最低賃金制度は、失業を増やす望ましくない制度だということになる。このような理論は、その理由づけを別とすれば、団結禁止法の理論と結果的には一致する。

こうした理論は、しかし、アダム・スミスさえとっていない。周知のとおりである。また、マーシャルらの新古典派経済学の理論もすでに一九世紀末の段階では労働組合が放任される時代に入っていたから、このような批判は行なわなかった。そしてなによりも、一九世紀の長い経験によって、労働市場にこのような純粹の自由市場の理論を適用することは社会的に好ましくないことが認識されてきたのである。

したがって、新自由主義の理論が支配的な影響力を与えるに至ったのは、その理論としての正しさによるものではなかったというべきであろう。それは、理論の問題ではなく、理論の現実的機能の問題であった。

一九七〇年代のブレトン・ウッズ体制の崩壊、石油危機によるスタグフレーション、そして高度成長の終焉、これらの戦後体制を終わらせた一連の経済変動のもとで、新自由主義の理論は、新たな資本蓄積のための理論として活用されることになったのである。それは、賃金上昇とインフレを抑制するための理論として、また、国家財政の危機を抑止するための「小さな政府」

を正当化する理論として用いられることになった。それは、戦後の「労資妥協」の制度的な枠組みを否定するための理論とされたのである。

また、ブレトン・ウッズ体制の崩壊によって、資本移動の自由化が進展すると、資本の循環も国民経済の枠を超えて国際化した。グローバル化の始まりである。グローバリゼーションの始まりである。グローバル化した資本の運動は、国内における「高賃金」をむしろ桎梏とみなすことになる。現代の新古典派経済学は、国内・国外における自由市場の推進を理論的に望ましいものとして称揚し、労働市場や労働関係に関する法や制度の規制緩和が、各国において、競争的に推進された。こうして、労働法や社会法の戦後体制だけでなく、より長期にみれば一九世紀末以来の一時代が終焉し、新しい時代に入ることになるのである。

三 長期の歴史的文脈

1 労働法または社会法の歴史的形成

専門家にとっては周知のことであるが、労働法や社会法の歴史は古い。戦後体制をはるかに遡る一九世紀にそれは始まる。

もともとここである「労働法」や「社会法」は、個人主義的な市場の論理をなんらかの形で修正するものに限定することにした。したがって、個人的な契約の自由を理由とする団結禁止法や単に例外的なもの (residual) とされる

救貧法は、たしかに労働や生活保障に関する立法ではあるが、ここである労働法や社会法には含めない。

このような限定を加えるとすれば、労働法や社会法は、労働組合という団体の存在そのものを認める法律や公的な強制保険である社会保険の制度化が生まれる一九世紀後半から始まるとみてよいであろう。これらの立法を認めない一九世紀後半（この時期は両者が錯綜する）までは便宜的に「古典的自由主義の時代」と名づけることができる。法的には個人主義的な契約の自由が支配的な規範とされた時代である。

その後二〇世紀の初めから戦間期にかけて二つの法領域は目覚ましく発展する。一九〇六年のイギリスの労働争議法（民事免責）、一九一年のイギリスの失業保険、一九一八年、一九一九年のドイツ、フランスの労働協約法（規範的効力）、一九三五年のアメリカのワグナー法（不当労働行為制度）などが特筆に値する。争議行為の民事免責は、通常の私法の原理ではとうてい認めがたい解決を集団的労使関係に与えるものであり、失業保険は失業の社会的性質を受け入れるものであり、労働協約の規範的効力は、片面的ではあれ（有利原則）個別的な契約の自由に対する集団的協定の優位を確認するものであったからである。いずれも、私法の、そして自由市場の論理を根本的に修正するものであった。他方、一九三〇年代のワグナー法はアメリカの労働法の歴史に画期的な意味をもった

だけでなく、それが国民経済の安定や回復のための制度であったことが重要である。三〇年代はまさに、戦後体制におけるケインズ主義的な国民経済の制御という仕組みが形成された時期でもあった。

戦後体制の労働法的、社会法的枠組みはこうして、戦間期にはほぼ完成することになる。したがって、戦後体制の時代とは、そのような枠組みが全面的に開花した時代にほかならなかった。そこで、労働法や社会法の発展を非常に長期の歴史に位置づけるとすれば、それは、ほとんどそうしたもの存在しなかった時代と、一九世紀末以来の長期の労働法や社会法が發展した時代、そしてそれが新たな転換点を迎えた一九八〇年代以降の時代に分けることができるのである。

2 自由市場と公共政策

労働法、社会法の歴史は、別の観点から整理すれば、自由市場と労働法等の市場に関する公共政策との関係の変化としてみるができる。差し当たり「自由市場」とは資本主義的な市場経済の仕組みそのものにほかならず、そこには、私的所有、自由な人格、自由な契約という市民法の基本原理が妥当する。それは、基本的には、私的「財」の所有と交換が支配する世界である。他方、「公共政策」とは、ここでは、現実生きている「人間」の労働や生活に関する政府の公共政策と、さらにやや広くとって労働運動な

どのこれらに関係する社会的運動を含むものとする。したがって、「公共政策」は、ここでは、市場（とくに労働市場）に対する公的規制や社会的規制と同義である。

自由市場と公共政策との関係を長期の歴史でみると、自由市場の発展は大きな波動を描いてきたということが出来る。

第一の時期は、封建的な規制体系を打破することによって国民経済市場を形成した市民革命の時代から一九世紀末までである。この時期に、自由市場は、封建的な規制のもとにあった地域的な経済圏、地域の市場から国民経済規模に発展し、成長した。近代社会を生み出した資本の運動は、まず、国民国家を形成し、国民経済規模の自由市場を形成したのである。自由市場を形成するためになされた国家的規制である団結禁止法は、市場に対する国家的規制ではあるが、封建的なギルド的規制を排除し、個人主義的な契約の自由を確立するという面をもっており、したがって市場の自由を確保するために市場に対する公的介入を行なうというねじれた構造をもっていた。一九世紀半ばには、団結禁止法が廃止され、市場の自由は公的介入から解放されたのであるが、他方で団結という社会的な市場の規制の可能性が生み出された。市場を公的介入から解放するために団結を放任すれば、社会的規制が生み出されるというパラドクスは、労働市場においては団結が不可避的に生じる、すなわち、純粹に個人化された労働市場は現実

は存在しえないという、労働市場あるいは労働関係の特殊性によってよいであろう。労働市場は、「財」としての労働力を取引する場としての性質をもっているが、その財は、生身の人間と切り離すことができない、したがって意思をもち、行動する特殊な財としての性質をもっている。工場法も同様である。労働関係において消費される財としての労働力は、通常の財のように使い尽くしてもよいものではなかった。

しかし、このような労働力商品の特殊性とそれにかかわる公的介入にもかかわらず、「古典的自由主義」の時代は、労働市場を含む市場の自由が高度に展開した時代だったということが出来る。前述したように、本格的な労働法や社会法はまだ成立せず、労働関係と労働市場は、基本的には個人主義的な契約の自由委ねられた。しかし、その間に産業化の進展を背景として労働運動が徐々に成長した。そして世紀の変わり目の時期には、各国に形成された労働政党もしだいに影響力をもつようになる。

第二の時期には、このような労働運動や労働政党の成長をひとつの重要な要因として、労働者の生活保障と団体交渉の助成が公共政策となる。前述した二〇世紀初頭から戦間期にかけての立法は、そのような公共政策の産物にほかならない（戦間期には、欧州各国で労働組合政党が政権を担当するまでに成長する）。

この時期に自由市場は、国家の公共政策によ

って、また労働組合の交渉力によって制約され、コントロールされることになる。こうした社会的な公共政策が全面的に展開する「戦後体制」期には、政府による市場のコントロールと労働組合による労働市場の規制によって、資本主義経済は「混合経済」と呼ばれ、自由市場はしばしば引用されるように「社会に埋め込まれた自由主義」(ジョン・ラギー)となる。市場の自由は、国民経済の安定や雇用労働者の生活向上という国民国家の政府の目標に従属したのである。

したがって、一九世紀末あるいは戦間期から一九七〇年代までの時代は、自由市場が後退し、公共政策が大きく前進した時代である。そして、そのような社会的な公共政策の発展を推進した力は主として政府と労働組合であった。

このように二つの長期の時期をみてみると、一九八〇年代にはじまる第三の時期がもつ意味はすでに明らかであろう。それまで上向きに発展していた社会的な規制、公的規制のベクトルは急遽下向きに押し曲げられ、底辺の近傍にあった自由市場のベクトルはこれに反比例して上向きに転じたのである。世界各国で労働組合の組織率と交渉力は一般的に低下し、公共政策にもとづく諸立法の規制緩和がすすんだ。

自由市場にほとんどオールマイティの力を与えられた時代が「古典的自由主義」の時代と呼ばれうるとすれば、八〇年代以降の時代が「新自由主義」の時代と呼ばれるのは単なる比喩に

はとどまらない歴史的な意味をもっている。しかしもちろん、この「新自由主義」の時代は、少なくとも現在までのところ、前時代の遺産としての社会的な諸制度や組織された労働組合をもっている。「古典的な自由主義」の時代とは異なるのである。それゆえに、自由市場への回帰に対する強い抵抗が存在し、そのために現在までのそのベクトルの方向が将来も順調に上方に向かうか否か正確な予測を立てることはむずかしい。確かなことは、後述するように、自由市場への信頼が二〇〇八年の金融危機によって大きく傷つけられたということである。

3 国際資本移動とグローバル化

「新自由主義」の時代の始まりは、第一の自由市場の波動の始まりに似ている。すなわち、第一の自由市場の波動が封建的な地域的経済圏を破って国民経済に広がったように、今第二の自由市場の波動は国民経済の経済圏の枠組みを破壊し、広がろうとしているのである。自由市場の本来的な拡大傾向が両者に共通しているといえる。

しかし、自由市場の拡大は、今日まで単純に進んできたわけではない。一九世紀半ばの「古典的自由主義」が全盛の時代には、マルクスが「資本は国境を超える」といったように、すでに資本の運動は国境を越えて広がったのである。最近では、一九世紀を「第一次グローバル化」の時代とする見方も有力になっ

ている。まさに、国際貿易と植民地の拡大によって特徴づけられる広域の経済圏(「帝国主義」と呼ばれた)が形成されたのである。しかし、第一次世界大戦と戦間期における経済変動によって金本位制が放棄され、第二次世界大戦後は新たに国民経済圏が再建された。新たな国民経済は、「完全雇用」と国民の生活安定を目標とする体制であり、資本の運動はそのなかに閉じ込められた。

なぜそのような迂回が生じたのか。それは、端的にいえば、労働法や社会法の歴史についてみた自由市場に対する制約のそれとほぼ共通する要因によっている。国際資本移動に関するアイケングリーンの著作から一部を引用しておく。

「第一次世界大戦前までは、国際資本取引の規制は存在しなかった。そのために国際資本移動は高いレベルに達した。戦間期にはこうした「自由な資本取引の」システムは崩壊し、資本規制が広範に採用されるようになった。そのために国際資本移動の量は低下したのである。第二次世界大戦後の三〇年間は、資本規制の漸次的な緩和と国際資本移動の緩やかな回復によって特徴づけられる。二〇世紀の第四四半期は再び大きな資本移動の時代となった。そして世紀交代後の時代は、非常に高い水準の資本移動の時代となったのである。ある意味で、それは、一九一三年前の水準よりも高いものになってい

る。^④

アイケングリーンによれば、第一次世界大戦前の時代、「古典的自由主義」の時代には、高い水準の国際資本移動がみられ、戦間期から一九七五年前後までは主として政府の資本規制によって資本移動は制限され、国際資本移動の水準はU字型に低下したというのである。そして、二〇世紀における資本規制は、完全雇用などの国内政策を追求するために採用されたというのである。そして、アイケングリーンによれば、つぎにみるように労働運動や政治の民主主義化がそのような変化をもたらした重要な要因にほかならない。

「二〇世紀に入ると、これらの状況は転換した。通貨の安定と完全雇用の要請が衝突したときに、政府や通貨当局が前者を選択する「後者を犠牲にする」であろうということはもはや確実ではなくなったのである。男子普通選挙制と労働組合運動や労働政党の成長は、金融財政政策を政治化した。福祉国家の登場と第二次世界大戦後の完全雇用の約束は、国内的均衡と国際的なそれとのトレード・オフを強めた。一九世紀の古典的自由主義から二〇世紀の埋め込まれた自由主義への転換は、通貨当局の通貨ベッグ「通貨安定」を守るといふ決意についての信頼性を弱めた。」

ここで、一九世紀と二〇世紀とを根本的に分けるものとして、選挙制や労働運動の成長が挙げられていることは重要である。二〇世紀には、資本の（具体的には）有産者の政治的権力が後退し、労働の発言力が増したのである。それは、国民経済のあり方、国際資本移動のあり方にまで影響を与えたことになる。

資本規制は、戦後体制のもとでは、通貨安定（固定通貨制）を維持するための重要な手段となった。それは、資本逃避や資本流入を防ぐことによって通貨の変動を予防すると同時に、国内経済の裁量的政策の余地を高めたのである。

国際資本移動に関するこうした分析は、自由市場の膨張が自動的に生じたわけではないということを示唆している。市場の拡大、ここでは金融市場の国境を越えた拡大は、同時に、国内における賃金の低下や失業を生みうる。この国際資本移動がU字型を描いた時期に、国民経済の枠組みは改めて再建されたのである。これは、自由市場の拡大が市場の自己膨張の論理だけでは実現しないこと、それは社会的政治的な制約のもとに置かれているということの意味している。そして、このような社会的政治的な制約が生じるのは、いうまでもなく、自由市場が、国内において、また国外において、社会的に最適の結果をもたらすわけではないということ、その経済社会における人々の労働や生活に対する否定的な効果を随伴するということによって

したがってまた、グローバルゼーションとそれによる国内諸制度の「市場化」の動きは、社会的政治的な抵抗を引き起こすのである。

四 再び安倍雇用改革について

このような長期の歴史のなかに安倍雇用改革を位置づけるなら、それが「新自由主義の時代」における規制緩和の延長上にあることは明らかである。八〇年代半ば以降、とくに九〇年代以降の規制緩和は「日雇い派遣」などの社会問題を生みだすことによって「政権交代」をもたらしたが、保守政権の復帰によって規制緩和が再び始動した。

しかしこの雇用改革の性質を評価するためには、序説で述べたような安倍政権に固有の特殊な条件だけでなく、長期の歴史的性質にかかわる問題も論じなければならない。

そのような長期の歴史にかかわる問題の一つは、国際的な規制緩和の動向との関係である。グローバルゼーションは、貿易や投資をめぐる国際競争を強めると同時に、企業活動のグローバル化や大規模な国際資本移動という新しい状況を生み出した。グローバル企業の規制緩和の要求や国際的な資本移動（リターンの低い投資先からリターンの高いそれへの移動）の圧力は、各国政府に雇用や労働条件に関する規制緩和を強いたのである。八〇年代以降、とくに九〇年代以降に、社会的規制の規制緩和は一種の国際

的なノルムとなった。

ここでひとつ明らかなことは、国際資本移動に関する、あるいはグローバル企業の競争に関する規制やルールが存在しない限り、雇用・労働条件に関する国際的な競争、つまり「底辺への競争」には歯止めがないことである。もちろん、各国内における規制緩和は、前述のとおり各国内における抵抗や葛藤を生み出す。それは国際的なルールと並ぶもう一つの歯止めたりうるであろう。

他方、「新自由主義の時代」は、二〇〇八年の世界金融危機によって一つの反省期を迎えた。リーマン・ショックによる経済後退を防ぐために召集されたG20は、協調的財政投資を行うとともに国際金融市場の安定を図るための金融規制の必要性に合意した。アメリカ、欧州では金融規制立法が成立し、「市場の自由」がそれだけでは大きな危険性をもつことが広く認識されたのである。二〇〇八年以降の世界は、国際金融市場の自由を求める金融機関とその安定を求める政府や国際機関、労働運動とのあいだのせめぎ合いの時代に入っている。金融市場に関するこうした動向と比べると雇用や労働に関する国際的な合意は立ち遅れている。しかし、「自由な労働市場」に委ねればよい、という考え方はもはや支配的なものではなくなつたといえよう。「なぜ労働市場の規制緩和か？」という問いは、改めて重要な意味をもつ時代になつてゐるのである。

このように見ることができるとすれば、労働法や社会法の長期のトレンドについてみた、「自由市場」のベクトルの上昇傾向・公共政策のその下降傾向は今改めて見直され、せめぎ合いの時代に入っているということにほかならない。グローバル世界が社会的な公共政策のない（あるいはそれを最小化した）自由市場の世界に向かう（「底辺への競争」）のか、社会的な規範と制度を再建した世界に向かう（ILOの「ディーセント・ワーク」）のか、それが問われているのである。

安倍雇用改革が規制緩和の徹底した「世界でトップレベルの雇用環境」をめざすのであるとすれば、それは、このような国際環境のなかで、「底辺への競争」を加速する役割を自ら果たすことにほかならない。

(1) 日本経団連「労働者の活躍と企業の成長を促す労働法制」(二〇一三年四月一六日) 一頁。

(2) 「日本再興戦略」(二〇一三年六月一四日)では、つぎのように書かれている。「企業や人材を世界で戦える筋肉質な体質とするため、民間の決断を迫りながら、産業の新陳代謝の促進、雇用制度改革や人材力の強化を徹底して進める」あるいは「グローバル競争に勝ち抜く筋肉質の日本経済にする」(いずれも同二四頁)。

(3) 前出の「日本再興戦略」は、二〇一三年度から二〇一七年度の五年間を「緊急構造改革期間」として集中的に取り組むを進めるとしている(二四

頁)が、これはおそらく政権基盤の安定の見通しと無関係ではないであろう。

(4) Barry Eichengreen, *Globalizing Capital: A History of The International Monetary System*, 2nd ed., 2008, p.1.

(5) Ibid. p.2.

(6) 下記の書物の表題。Esping-Andersen and Regini (eds), *Why Deregulate Labour Markets?*, Oxford University Press, reprinted 2003.

(7) 前出「日本再興戦略」九頁。

(たばた ひろくに)